

I-② 事業評価書の作成

漁港漁場整備事業では、原則、事業主体に対し事業評価の実施を義務付けている。

総事業費10億円以上の場合、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づく事業評価を「水産関係公共事業の事業評価実施要領」(以下、「事業評価実施要領」という。))によって実施することとなる。ただし、地方創生港整備推進交付金及び農山漁村地域整備交付金に係る事業、水産物供給基盤機能保全事業、災害復旧事業並びに国が行う特定漁港漁場整備事業のうち漁港漁場整備法第4条第1項第1号の補修に係る事業は除かれる。

また、総事業費10億円未満の場合でも、実施要領の運用第2の1の(6)に基づき、事前の評価に関する調書を作成し、水産庁と協議する。

(事業評価実施要領に基づく事業評価)

- 事業評価では、事業実施地区の事業計画毎に、費用に見合った政策効果が得られているかなどを事前に評価するとともに、必要に応じて事後(期中、完了後)の検証を行う。
- 事業評価の対象は総事業費10億円以上の事業実施予定地区としている。
- 評価書の提出時期は、例年、①事前評価:10月中旬、②期中評価:10月末、③完了後評価:11月中旬としている。

(実施要領の運用第2の1の(6)の事前の評価に関する調書による協議)

- 総事業費10億円未満の事業実施予定地区も含め、調書の提出が必要。
- 事業基本計画の承認申請の前に、事前の評価に関する調書をもって水産庁と協議する。
- 他の事業と一体的効果又は相乗効果を発揮する場合で、それぞれの効果を分離することが妥当性を欠く場合は、他の事業と一体的な調書を作成する。

(事業評価の方法、手法)

- 事業評価は、費用対効果分析その他の手法により、事業の必要性、効率性、有効性等について総合的に評価する。
- 事業評価手法の基本的な考え方や便益の計測方法等については水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン(令和2年5月改訂,水産庁漁港漁場整備部)等を参考にすることができる。

<関連する通知等>

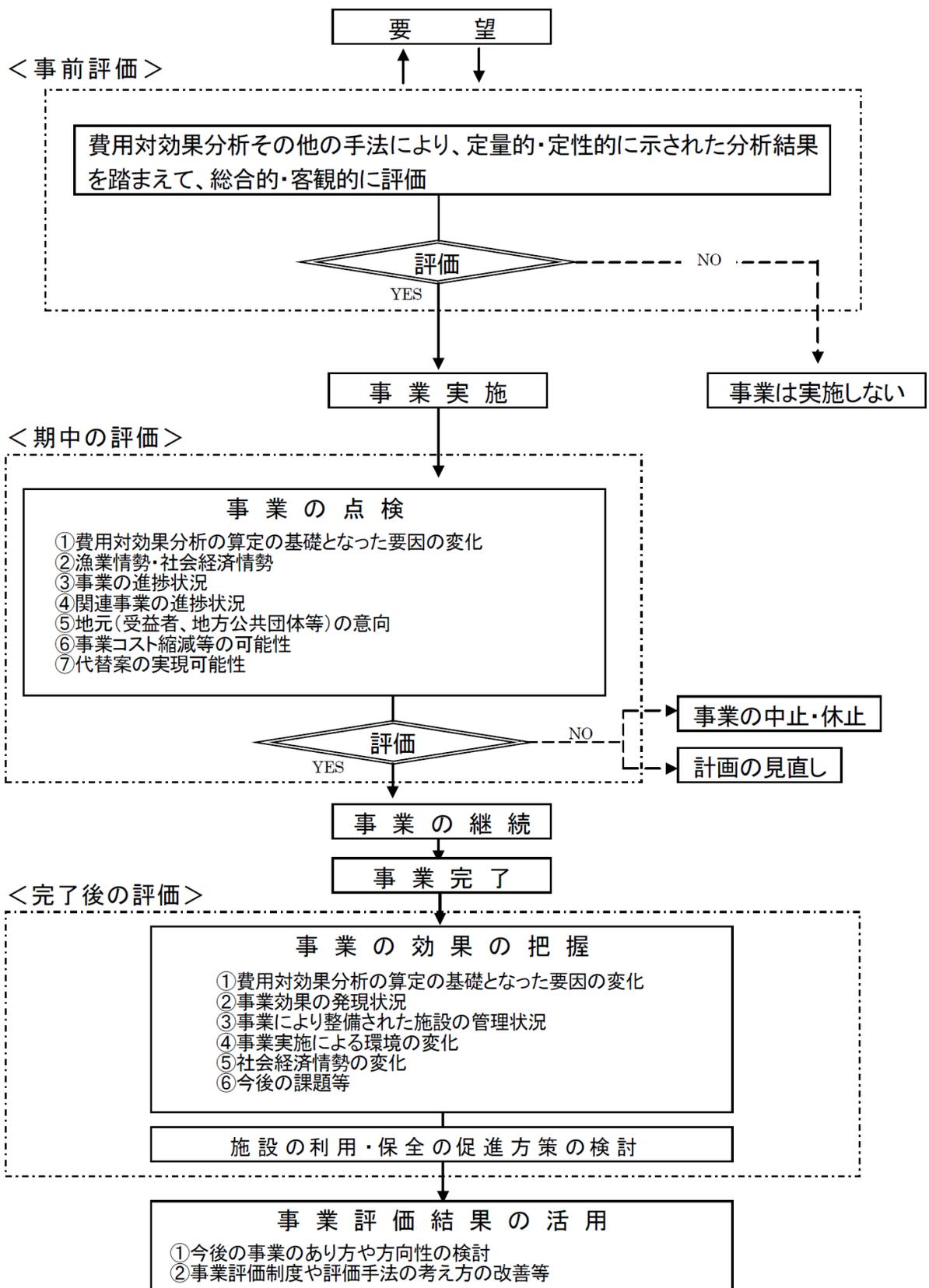
「水産関係公共事業の事業評価実施要領」(令和3年4月1日付け2水港第2377号)

「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について」(令和4年4月1日付け3水港第2615号)

<参考資料等>

水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン(令和2年5月改訂,水産庁漁港漁場整備部)

水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン—参考資料—(令和3年5月改訂,水産庁漁港漁場整備部)



水産関係公共事業評価体系図(総事業費10億円以上の事業が対象)

※総事業費10億円未満の事業については、実施要領の運用第2の1の(6)及び第6の規定に応じて評価等を行うこと。

Ⅱ 必須項目

1. 事業の必要性

荒天時において、主要な防波堤である北防波堤からの越波により、港内静穏度が確保されず、漁船を安全に係留することが出来ない状況となっている。また、漁業経営の安定を図るため、生産性の高い増養殖場の造成が求められている。

加えて、荷さばき所前面の陸揚岸壁は、小型漁船にとっては高天端であることから、陸揚げ作業時の肉体的負担が大きい状況となっている。

その他、-3.0m岸壁及び-2.0m物揚場は防雪防暑施設が整備されていないことから、陸揚げ作業時の降雨や降雪、直射日光による水産物の品質低下や異物混入、作業環境の悪化等を招いている。

以上から、漁業活動の安全性・効率性の向上及び漁業経営の安定化に資する沖防波堤の整備、ウニ、ナマコ等の多様な水産資源の維持・増大に資する増殖場（藻場）の整備、作業労力の削減に資する浮棧橋の整備、水産物の品質向上及び漁業活動の安全性・効率性に資する防雪防暑施設の整備を行う必要がある。

2. 事業採択要件

- ①計画事業費 48億円（採択要件（特定）：20億円を超えるもの）
- ②漁港種別 第4種漁港（昭和37年10月に指定）

3. 事業を実施するために必要な基本的な調査

（1）利用面、防護面、施工面等から適切な位置を選定するための地理的条件、自然条件に関する基本的な調査

- ・計画施設周辺の深浅測量済み
- ・港内静穏度解析済み

（2）施設の利用の見込み等に関する基本的な調査

- ・利用漁船の将来予測済み
- ・係船岸の利用状況済み

（3）自然環境、生活環境等の周辺環境及びそれに与える影響の把握

- ・計画施設周辺の底質（岩、砂等）調査済み
- ・計画施設周辺の海草類の繁茂状況調査済み

4. 事業を実施するために必要な調整

（1）地元漁業者、地元住民等との調整

■■■■漁業協同組合、同漁協を通じて漁業関係者と調整済み

（2）関係都道府県、関係市町村、関係部局（隣接海岸、道路、河川、港湾、環境等）との事前調整

■■■■村と事前調整済み

5. 事業の投資効果が十分見込まれること

費用便益比 B/C :

1.53

※別紙「費用対効果分析集計表」のとおり

Ⅲ 優先配慮項目

分類項目			評価指標	評価		
大項目	中項目	小項目				
有効性	生産力の向上と力強い産地づくり	生産	水産資源の保護・回復	水産資源の維持・保全	A	
					資源管理諸施策との連携	A
			漁家経営の安定 (水産物の安定供給)	生産量の増産(持続・増産・下降抑制)	A	
				生産コストの縮減等(効率化・計画性の向上)	A	
		水域環境の保全・創造	水質・底質の維持・改善	A		
			環境保全効果の持続的な発揮	A		
		陸揚げ荷捌き集出荷流通加工	安全・安心な水産物提供	品質確保	B	
				消費者への安定提供	A	
	漁業活動の効率化		漁港機能の強化	B		
	労働環境の向上		就労改善等	A		
	生活	生活者の安全・安心確保	定期船の安定運航	A		
			災害時の緊急対応	A		
	漁業の成長力強化	漁業の生産性向上	生産量等の拡大・安定化や効率化等	A		
		水産物流通に与える効果	水産物流通量等の拡大・安定化や効率化、水産物の販路や輸出拡大等	A		
地域経済に与える効果		加工場等関連産業の集積、雇用者数増加、交流人口の増加等	A			
効率性	コスト縮減対策		計画時におけるコスト縮減対策の検討	A		
事業の実施環境等	他計画との整合		地域の水産関連計画等との整合性及び地元調整	A		
	他事業との調整・連携		他事業との調整・連携	A		
	循環型社会の構築		リサイクルの促進等	A		
	環境への配慮		生態系への配慮等	A		
	多面的機能発揮に向けた配慮		多面的機能の発揮	A		

Ⅳ 総合評価

漁港は、圏域における生産拠点であるとともに、定期船が発着する生活航路でもあり、加えて、遊覧船が発着する観光拠点でもある。また、第4種漁港として周辺漁場で操業する漁船の避難基地としても重要な役割を担っているが、主要な北防波堤からの越波により、漁船の安全係留ができないことが課題となっている。また、魚類養殖ができる静穏な水域の確保と、水産資源の増大を図り磯根漁場としても活用できる増殖場(藻場)の造成が求められている。さらに、荷さばき所前面の陸揚岸壁は、小型漁船にとって干潮時には高天端であることから、陸揚げ作業時の肉体的負担が大きい状況となっているほか、-3.0m岸壁及び-2.0m物揚場は屋根が整備されていないことから、陸揚げ作業時の降雨や降雪、直射日光による水産物の品質低下や異物混入、作業環境の悪化等を招いている。

当該事業は、防波堤と消波堤の機能を併せ持つ沖防波堤の整備により、漁業活動の安全性・効率性の向上を図る。また、産卵や稚魚の育成の場となる増殖場(藻場)の整備により、水産資源の維持、増大を図る。加えて、防雪防暑施設等の整備により、水産物の品質向上及び漁業活動の安全性・効率性を図り、生産拠点としての機能を充実するものであり、費用便益比率も1.0を超えていることから、事業の実施は妥当であると判断される。

多段階評価の評価根拠について

都道府県名 県

地区名

分類項目			評価指標	評価根拠	評価		
大項目	中項目	小項目					
有効性	生産力の向上と力強い産地づくり	生産	水産資源の維持・保全	増殖場(藻場)の整備により、当該海域において不足する水産資源の成長段階に応じた生育環境が確保され、水産資源の維持・保全が図られることから、「A」と評価した。	A		
			資源管理諸施策との連携	増殖場(藻場)の整備により、地域における種苗放流等の資源管理への取り組みや栽培漁業との連携の下、資源管理体制が構築されることから、「A」と評価した。	A		
			漁家経営の安定(水産物の安定供給)	生産量の増産(持続・増産・下降抑制)	増殖場(藻場)の整備により、当該海域において、資源状態が悪化し生産量の減少が懸念される魚種の生産量が持続されることから、「A」と評価した。	A	
				生産コストの縮減等(効率化・計画性の向上)	沖防波堤及び増殖場(藻場)の整備により、効率的・計画的な漁業生産が実現され、漁船見回り作業時間の短縮など生産コストの縮減が期待されることから、「A」と評価した。	A	
			水域環境の保全・創造	水質・底質の維持・改善	増殖場(藻場)の整備により、海藻類の窒素、リンの固定による水質浄化や底質の安定化、水産資源の生息環境の創造が図られることから「A」と評価した。	A	
				環境保全効果の持続的な発揮	漁場管理運営協議会等による漁場の調査、保全、管理活動が継続して行われ、環境保全効果が持続的に発揮されることから「A」と評価した。	A	
		陸揚げ荷捌き集出荷流通加工	安全・安心な水産物提供	品質確保	防雪防暑施設の整備により、食品衛生法に基づく安全性の確保が期待され、また水産物の劣化防止が期待されることから、「B」と評価した。	B	
				消費者への安定提供	沖防波堤及び浮桟橋の整備により、機能集約による漁獲物の集荷が促進され、水産物の流通安定化に向けたロットの確保につながることから、「A」と評価した。	A	
			漁業活動の効率化	漁港機能の強化	沖防波堤の整備により、本漁港を含む5漁港の機能分担に伴う本漁港への陸揚げ機能の役割を果たすための静穏度の確保につながることから、「B」と評価した。	B	
			労働環境の向上	就労改善等	沖防波堤及び増殖場(藻場)の整備により、漁港近傍に高齢者や女性でも操業できる静穏な磯根漁場が創出されることから、「A」と評価した。	A	
			生活	生活者の安全・安心確保	定期船の安定運航	沖防波堤の整備により、人等を運搬する定期船の発着及び休けい時の静穏度向上等による運航の安定化に資することから、「A」と評価した。	A
					災害時の緊急対応	沖防波堤の整備により、港内静穏度が向上することで、震災後の孤立集落への物資海上輸送拠点として指定している本漁港の防災機能(輸送機能)の強化が期待できることから、「A」と評価した。	A
	漁業の成長力強化	漁業の生産性向上	生産量等の拡大・安定化や効率化等	増殖場(藻場)の整備により、水産資源の増大による漁業生産量の大幅な増産が見込まれ、目標値が設定されていることから「A」と評価した。	A		
			水産物流通量等の拡大・安定化や効率化、水産物の販路や輸出拡大等	増殖場(藻場)の整備により、漁業生産量が増産し、水産物流通量の大幅な拡大が見込まれ、目標値が設定されていることから「A」と評価した。	A		
			地域経済に与える効果	加工場等関連産業の集積、雇用者数増加、交流人口の増加等	地元が本事業で整備する増殖場(藻場)等を活用した漁業体験ツアーを推進することとしており、整備後には漁業者の所得向上や漁村の活性化が期待されることから、「A」と評価した。	A	
	効率性	コスト縮減対策	計画時におけるコスト縮減対策の検討	実施断面検討時には、経済性を考慮した断面比較を実施し、コスト縮減に取り組むことから、「A」と評価した。	A		
	事業の実施環境等	他計画との整合	地域の水産関連計画等との整合性及び地元調整	青森県の「攻めの農林水産業推進基本方針」のほか、佐井村のアクションプランの遂行に繋がる事業であるとともに、地元調整も図られていることから「A」と評価した。	A		
		他事業との調整・連携	他事業との調整・連携	青森県の「資源回復計画推進事業」、「資源管理指針・計画体制強化事業」や佐井村漁協の「魚類養殖事業」との連携効果が期待されることから、「A」と評価した。	A		
循環型社会の構築		リサイクルの促進等	施工にあたり、再生採石や間伐材を活用した工事看板等を利用することでリサイクルの促進に繋がることから、「A」と評価した。	A			
環境への配慮		生態系への配慮等	水産生物の保護育成効果の高い増殖場(藻場)の整備により、水産生物の多様化による水域環境の改善が図られることから、「A」と評価した。	A			
多面的機能発揮に向けた配慮		多面的機能の発揮	本事業の整備により、漁村の核となる漁港やその周辺が生業と賑わいの場となって、漁業者の所得向上や漁村の活性化に繋がり、地域文化の保全・継承等が図られることから、「A」と評価した。	A			

費用対効果分析集計表

1 基本情報

都道府県名	●●●●●●●●●● 県	地区名	●●●●●●●●●●
事業名	水産生産基盤整備事業	施設の耐用年数	漁港施設 50年 漁場施設 30年

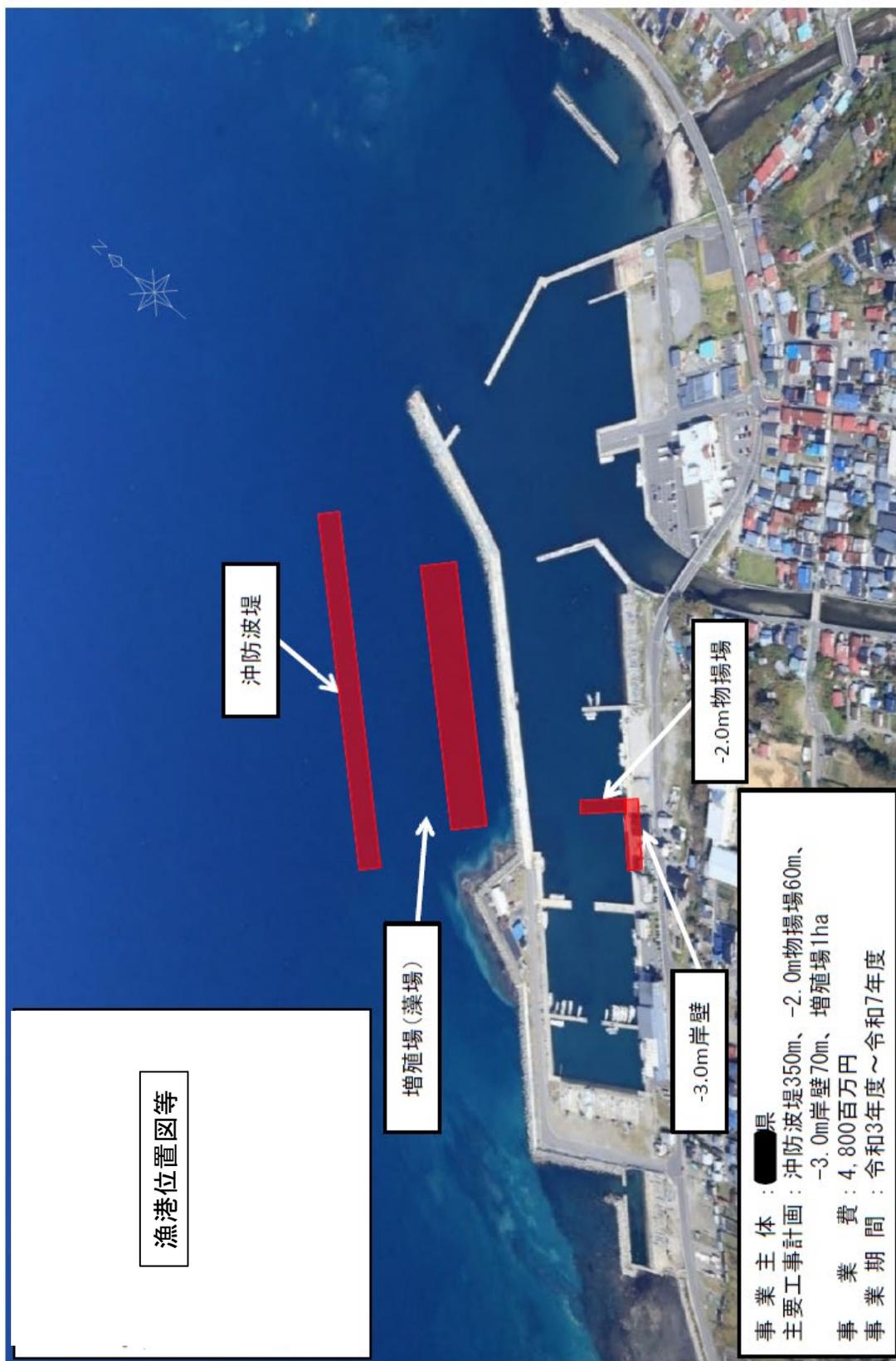
2 評価項目

	評価項目		便益額（現在価値化）	
	便益の評価項目及び便益額	水産物の生産性向上	①水産物生産コストの削減効果	383,293
②漁獲機会の増大効果			358,790	千円
③漁獲可能資源の維持・培養効果			619,461	千円
④漁獲物付加価値化の効果				千円
漁業就業環境の向上		⑤漁業就業者の労働環境改善効果	107,805	千円
生活環境の向上		⑥生活環境の改善効果		千円
地域産業の活性化		⑦漁業外産業への効果	781,548	千円
非常時・緊急時の対処		⑧生命・財産保全・防御効果		千円
		⑨避難・救助・災害対策効果	3,263,563	千円
自然保全・文化の継承		⑩自然環境保全・修復効果	378,689	千円
		⑪景観改善効果		千円
		⑫地域文化保全・継承効果		千円
その他		⑬施設利用者の利便性向上効果		千円
		⑭その他		千円
計（総便益額）		B	5,893,149	千円
総費用額（現在価値化）		C	3,860,230	千円
費用便益比		B/C	1.53	

3 事業効果のうち貨幣化が困難な効果

・地元が漁港内の増養殖場や藻場を活用した漁業体験ツアーを実施することで、漁村の核となる漁港への来訪者による「にぎわい」が創出され、漁村の活性化が図られる。

水産生産基盤整備事業 〇〇地区 事業概要図



※ 過去の事業評価事例については、以下の農林水産省webページで閲覧できる。
 (https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/assess/hyouka/koukyou_index.html)

I-③ 事業基本計画の変更

事業基本計画の承認を受けた後、情勢の変化が生じて当初の計画どおり施行することが不可能あるいは不適当となった場合には、事業の全部、若しくは一部を中止又は変更の措置をとることが必要であり、これを計画変更という。

この場合の変更の手続き等については、実施要領及び運用等に基づいて変更の手続きをとることが必要である。

なお、特定漁港漁場整備事業の場合は「特定漁港漁場整備事業実施要領」に基づいて計画の変更を行う。

(計画変更の理由)

- 計画変更が避けられない事態には以下のものが挙げられる。
 - ① 当初計画の内容と現場の状態が一致しない場合
(異常な天然現象により地形が変化した場合、計画策定後の調査・検討によって経済的、合理的な計画に変更することが可能となった場合 など)
 - ② 社会情勢が変化した場合
(漁業情勢又は経済情勢の急激な変化によって計画規模を変更する必要が生じた場合、インフレーションなど予期することのできなかつた異常な事態が発生した場合など)
- 計画変更の理由については、漁港漁場関係事業事務必携 令和4年度(公益社団法人全国漁港漁場協会)の5.1計画変更を参考にできる。

(事業基本計画の変更の基準)

- 事業基本計画の変更の基準は、運用第2の3で規定している。
(実施要領の運用第2の3で計画変更が必要となる具体的な内容)
 - ア 計画工事種目の新設又は廃止
 - イ 計画工事種目ごとの計画数量の変更であって20%以上の増減
 - ウ 計画位置等の大幅な変更

[参考]

- 特定漁港漁場整備事業計画の変更の基準は、漁港漁場整備法施行規則第1の6、特定漁港漁場整備事業実施要領第3で規定している。
(施行規則第1の6で規定されている変更基準のポイント)
 - 一 目的又は第一条の四第一項第一号に掲げる事項(環境との調和に関する事項)に係る変更
 - 二 次に掲げる工事に関する事項の変更
 - イ 基本施設(外郭施設にあつては、他の防波堤により防護される水域内に設置される防波堤を除く。)の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更
 - ロ～ニ 省略
 - 三 計画事業費が百分の二十以上増減することとなる変更

<関連する通知等>

- 「水産物供給基盤整備事業等実施要領」(令和5年3月31日付け4水港第2964号)
- 「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について」(令和5年3月31日付け4水港第2966号)

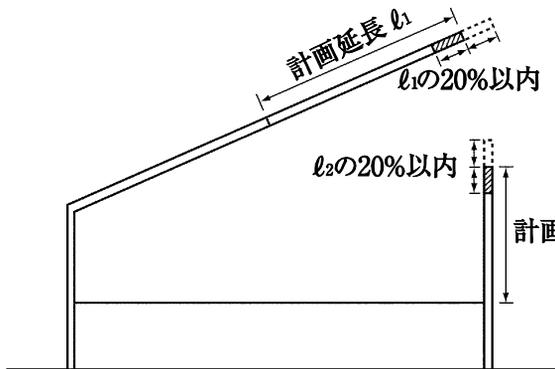
(特定漁港漁場整備事業計画の場合)

- 漁港漁場整備法施行規則(昭和26年農林省令第47号)
- 特定漁港漁場整備事業実施要領(平成14年6月5日付け14水港第960号)

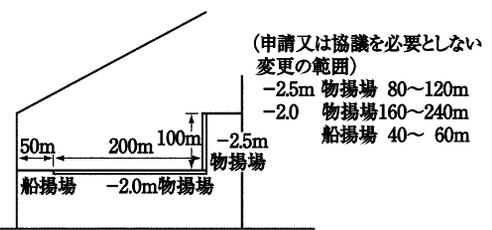
<参考資料>

- 漁港漁場関係事業事務必携 令和4年度(公益社団法人全国漁港漁場協会)
- 漁港計画の参考図書(令和3年度)
- 人工魚礁漁場造成計画指針(平成12年度:社団法人全国沿岸漁業振興開発協会)
- 増殖場造成指針(昭和58年度:(社)全国沿岸漁業振興開発協会)
- 増殖場造成計画指針[マイ・イセヒ編](昭和63年度:(社)全国沿岸漁業振興開発協会)
- 増殖場造成計画指針[ヒラメ・アサリ編](平成8年度:(社)全国沿岸漁業振興開発協会)

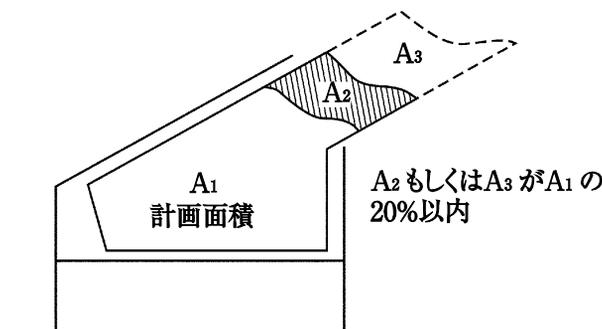
①外郭施設



③係留施設



②水域施設



④輸送施設



計画変更の承認を必要としない場合(主な漁港施設)

(出典) 漁港漁場関係事業事務必携 令和4年度 p.275

Ⅱ. 予算要求と交付申請

Ⅱ-① 予算(概算・実施)要求資料の作成

- 水産庁の予算要求(概算、実施)ヒアリングは、都道府県における水産業の実状及び水産基盤整備の考え方、概算要求額、事業実施要求箇所及び事業目的等を水産庁が都道府県から聴取し、当初予算配分案の作成を行う際の参考とするために行っている。
- 概算要求ヒアリングは例年5月中旬～6月下旬、実施要求ヒアリングは1月中旬～2月中旬に行っている。
- 都道府県は、各ヒアリングまでに管内の関係市町村等の要求内容を把握し、各都道府県全体の要求内容を取りまとめ、所定の様式に沿って要求資料を作成する。

<要求資料に関連する通知等>

- 令和〇年度水産基盤整備事業等概算要求ヒアリング作成要領(毎年度4月頃に水産庁計画課から都道府県に事務連絡で依頼しているものです。)
- 各要求ヒアリングまでに作成する資料は、管内図、事業別総括表、事業箇所別総括表等の総括的資料と事業地区ごとの事業別概要書、地区別資料(位置図、平面図、標準断面図)がある。

事業名 : 水産生産基盤整備事業 (事業名を記載)
地区名 : ○〇地区○〇漁港 (○〇県○〇市)

●地区の概要

当地区は、○〇県本土の○〇市にある○〇に位置し、リアス式海岸特有の複雑な地形を有し、急深な静穏水域を利用したブリ養殖漁業が重要な基幹産業となっている地区である。

●事業の目的

水産物の安定的な提供及び荒天時・防災時の島の漁船の受入基地として、外郭施設等の整備による港内静穏確保及び出漁機会の増大のほか、荒天時、防災時の安全対策の強化を図る。また、浮棧橋の整備による就労環境改善を図る。

事業内容

- ・主な事業量 : 沖防波堤(新設) ○〇m
南防波堤(改良) ○〇m
道路(改良) ○〇m
浮棧橋 ○基
- ・事業費 : ○〇百万円
- ・事業主体 : ○〇県
- ・事業期間 : H〇〇~R〇〇
- ・令和4年度実施要望額(事業費) : ○〇千円
(国費) : ○〇千円
- ・令和4年度事業実施予定箇所 :
沖防波堤(新設) ○〇m
測定



※直轄特定、流通、生産、環境、漁村(機能保全対策を除く)について作成願います。
(事業計画ごとに作成)



事業別概要書イメージ

Ⅱ-② 補助金交付申請

国から補助金等の割当内示を受けた補助事業者(都道府県、市町村又は水産業協同組合の代表者)は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(以下「適正化法」という。)第5条、適正化法施行令第3条、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」第2条及び交付要綱第4の規定に基づき、農林水産大臣宛てに補助金交付申請書を提出し、交付決定を受けることとなっている。

(補助金等の割当内示)

- 水産庁では、補助金等の割当内示は、予算成立後の4月上旬(平常時)に都道府県に対して事業種別、区分(本土・離島)別、漁港又は地区別に通知している。
- 補助金の割当内示は法律に基づくものではないが、補助事業者はこれに基づいて本格的に事業に必要な手続き(補助金交付申請など)を開始する。
- 当初・補正予算に係る公共事業の箇所別予算額については、農林水産省HPの次のページにて公表している。(https://www.maff.go.jp/j/budget/yosan_kansi/kokyo_jigyo.html)

(補助金交付申請書)

- 補助事業者は、割当内示後、毎年度別に定める期日(直接補助の場合は内示後20日以内、間接補助の場合は45日以内)までに補助金交付申請書を作成し、農林水産大臣宛てに提出する。なお、毎年度別の期日は、割当内示と一緒に通知される。
- 交付申請の内容については、事前に水産庁の審査ヒアリングを受け、認められた内容でなければならない。(審査ヒアリングに必要な資料は、[p.50]のⅢ-①工事設計書の作成を参照のこと。)

(早期着工のための審査ヒアリング)

- 気象・海象条件による工期の制約等、年度始めから速やかな工事発注が必要な場合にあっては、「補助金早期交付決定(早期着工)」の制度を活用し、水産庁の審査ヒアリングを2月～3月に受けることができる。

水産庁は、補助事業者から交付申請のあったものについて審査して、補助条件を付して補助事業者に速やかに交付の決定通知をする。

補助事業者は、補助金等の交付決定の通知によって、国から補助金等の交付を受ける権利を得るとともに、補助事業を遂行する義務が生じることになる。なお、間接補助事業については、補助事業者(都道府県)が、間接補助事業者(市町村)に対し速やかに交付決定を通知する。

【解説】 直接補助と間接補助

- 直接補助とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業を行う者に国が直接補助するものをいう。
- 間接補助とは、他の者を經由して間接的に補助するものをいう。經由する段階が単一でなく、複数である場合もすべて間接補助という。

(出典) 「補助金制度」加藤剛一・田頭基典共著

(申請から交付決定までの期間)

- 申請から交付決定までに要する期間については、適正化法第5条において各省各庁の長が通常要すべき標準的な期間を定め、公表するとされている。
- 農林水産省においては、補助金等交付決定に要する標準的処理期間について(平成12年3月30日付け12経第605号 農林水産事務次官通知)の中で、標準的処理期間を補助金等に係る申請が到達してから1月以内に処理するよう努めるとしている。

<関連する通知等>

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)
- 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)
- 水産基盤整備事業補助金交付要綱(平成13年4月13日付け12水港第4494号)
- 補助金等交付決定に要する標準的処理期間について(平成12年3月30日付け12経第605号)

(参考となる資料等)

- 漁港漁場関係事業事務必携 令和4年度(公益社団法人全国漁港漁場協会)

年度水産基盤整備事業補助金等交付申請書（本土）

漁港第 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

県知事

年度において、市 地区ほか 1 地区の漁港施設機能強化事業を下記のとおり実施したいので、水産基盤整備事業補助金交付要綱第 4 の規定に基づき補助金等 169,200,000 円（補助事業等に要する経費 228,420,000 円）の交付を申請する。

記

事業計画書

- 1 事業の目的 →（次頁上段参照）
- 2 事業主体 市、市
- 3 事業の内容及び経費の配分
 - (1) 事業計画総括表 →（次頁下段参照）
 - (2) 工事費
 - イ 設計総括表
 - ロ 工事費内訳表→（Ⅲ-①工事設計書の参考事例を参照）
- 4 事業の完了予定年月日 年 月 日

● 事業の目的の記入例

(市 地区)

事業計画説明書

漁港施設機能強化事業基本計画に基づき、漁港機能の充実と利便性向上及び安定的な漁獲量の確保を図るため、以下の事業を申請する。

事業概要

本工事費

漁港	北防波堤(改良)	30.0 m
漁港	沖防波堤(新設)	15.0 m
漁港	北防波堤	10.0 m

● 事業計画総括表の記入例

3 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業計画総括表

漁港名又は地区名	事業の施行場所		事業主体	事業費 円	工事費 円	間接補助 事業に 要する経費 円	補助事業 等に要する 経費 円	補助率	負担区分				備考
	漁港名・種類 ・漁場名	所在地							国費 円	都道府県費 円	市町村費 円	その他 円	
市 地区		市	市	329,000,000	329,000,000	329,000,000	222,075,000	5/10	164,500,000	57,575,000	106,925,000	0	通常
地区		市	市	9,400,000	9,400,000	9,400,000	6,345,000	5/10	4,700,000	1,645,000	3,055,000	0	通常
計				338,400,000	338,400,000	338,400,000	228,420,000		169,200,000	59,220,000	109,980,000	0	

Ⅱ-③ 内示変更要望と交付決定変更申請

予算は、単年度主義であることから、当年度内の執行に向けて努力することが求められる。しかし、やむを得ない事由によって事業の執行が困難な場合には、早い段階で内示変更の制度を活用して他地区に振り替えることで予算の有効活用を図ることが重要である。

また、内示変更に伴って補助金の交付決定を受けた事業内容(軽微な変更の範囲に係るものを除く。)を変更しようとする場合には、交付要綱第6の規定に基づき、都道府県知事は変更の理由を記載した交付決定変更申請書に関係書類を添え、農林水産大臣に提出し、承認を受けることとなっている。(この手続きを「重変」という。)

なお、交付決定変更申請に当たっては、事前に審査ヒアリングを受け、変更内容についての水産庁担当官の承諾を得ておく必要がある。審査ヒアリングについては、随時受け付けている。

(内示変更要望)

- 内示変更の要望調査は、通常、年3回(6月、9月、12月)に実施している。これら要望調査時期を踏まえ、計画的に準備を行うことが必要である。
- 要望に当たっては、①内示変更要求表、②増額要求地区については増額要求理由及び対象箇所を示した平面図、③減額要求地区については減額理由の説明資料及び平面図を提出する。

(交付決定変更申請)

- 変更の承認を受ける必要があるのは、①事業に要する経費の配分の変更(軽微なものを除く。)、②事業の内容の変更(軽微なものを除く。)、③事業を中止又は廃止、いずれかに該当する場合である。
- 軽微なものについては、交付要綱第9で規定されている。
例えば、以下の要件に該当しない場合となっている。
 - ① 事業の内容の変更であれば手戻り工事を伴うもの、施工位置・計画法線を変更するもの、標準構造を変更するもの等
 - ② 経費の配分の変更であれば費目の新設又は廃止、工事費の費目ごとの増加額が100分の30に相当する金額(当該経費の額の100分の30に相当する金額が400万円以下の場合にあっては、400万円)又は2,000万円のいずれかを超えるもの
- 変更申請書の様式は、交付要綱の様式第3号(事業の場合)又は様式第4号(調査指導監督費の場合)を用いる。
- 変更申請書の作成に当たっては、漁港漁場関係事業事務必携 令和4年度版(公益社団法人全国漁港漁場協会)の2.1.6「事業実施計画変更の手続き」、5.3「実施計画の変更と変更手続き」を参考にすることができる。

<関連する通知等>

- 水産基盤整備事業補助金交付要綱(令和5年3月31日付け4水港第2494号)

(参考となる資料等)

- 漁港漁場関係事業事務必携 令和4年度(公益社団法人全国漁港漁場協会)

令和元年度水産基盤整備事業内示変更要求表(記入例)

都道府県局名: 〇〇県

市町村名	所管	事業名	地区名	事業主体	令和元年度既内示額						令和元年度変更後内示額					
					事業費	国費	監督事業費	監督国費	計事業費	計国費	事業費	国費	監督事業費	監督国費	計事業費	計国費
I市	本土	流通特定	C	県	230,000	115,000			230,000	115,000	250,200	125,100			250,200	125,100
G市	本土	流通一般	A	G市	100,000	50,000	1,500	750	101,500	50,750	80,000	40,000	1,300	650	81,300	40,650
	本土								0	0				0	0	
	本土								0	0				0	0	
	本土								0	0				0	0	
小計					330,000	165,000	1,500	750	331,500	165,750	330,200	165,100	1,300	650	331,500	165,750
K市	離島	生産一般	E	県	200,000	110,000			200,000	110,000	100,000	55,000			100,000	55,000
K市	離島	生産一般	E	県	100,000	55,000			100,000	55,000	200,000	110,000			200,000	110,000
	離島								0	0				0	0	
	離島								0	0				0	0	
小計					300,000	165,000	0	0	300,000	165,000	300,000	165,000	0	0	300,000	165,000
合計					630,000	330,000	1,500	750	631,500	330,750	630,200	330,100	1,300	650	631,500	330,750

※上表からの続き

増減						変更理由		具体的な内容		備考
事業費	国費	監督事業費	監督国費	計事業費	計国費					
20,200	10,100	0	0	20,200	10,100	事業促進を図るため、増額。		臨港道路		
-20,000	-10,000	-200	-100	-20,200	-10,100	単価・数量精査の結果、減額。		西防波堤〇〇m削除		
0	0	0	0	0	0					
0	0	0	0	0	0					
0	0	0	0	0	0					
200	100	-200	-100	0	0					
-100,000	-55,000	0	0	-100,000	-55,000	工種変更により補助率が変わったため、事業費の減額。		-6.0m岸壁〇〇m削除		
100,000	55,000	0	0	100,000	55,000	事業促進を図るため、増額。		沖防波堤		
0	0	0	0	0	0					
0	0	0	0	0	0					
0	0	0	0	0	0					
200	100	-200	-100	0	0					

変更理由の具体例

変更理由	キーワード	具体的な内容(例)
単価・数量精査・現地精査により増額	<ul style="list-style-type: none"> 労務費・資材単価の増額 施設の追加 工事対象施設の各数量(天端高・水深・幅員等)の変更 工法の変更等 	<p>(例1) 〇〇防波堤について、施工箇所の深浅測量を行った結果、水深が当初計画より深くなった。このため基礎捨石量が増加し、これに伴い1,000(千円)経費を増額する。</p> <p>(例2) 〇〇漁港の航路について今年度5月に深浅測量を行った結果、-3.5m航路の堆砂量が想定より多かったため、浚渫工の数量A=200m³を変更増するため、2,000(千円)増額する。</p>
事業促進を図るため増額	<ul style="list-style-type: none"> 工事の早期施工 	<p>(例1) 〇〇地区の-3m物揚場(L=115m)の矢板が激しい腐食により開口しており、安全な係船利用に支障をきたしていると現地漁業者より対応を求められたため、早期に保全対策を行う必要があることから、3,000(千円)増額する。</p> <p>(例2) △△漁港について、地元漁業者より〇〇物揚場を早期に利用できるよう求められたため、今年度中に物揚場の改良工事を完了させる必要がある。そのため、L=30mの延伸に伴い、3,000(千円)増額する。</p>
事業間・地元調整により減額	<ul style="list-style-type: none"> 地元漁業への影響、漁業者との調整 工事施工に伴う関係者の不同意 ヤードの不足 漁期の調整等 	<p>(例1) 例年4月末に終了する漁港内でのサケ中間育成が豪雪による海水温の低下により、稚魚の育成状況が遅れているので6月末まで延長することとなり、サケ漁(9~12月)との漁期調整を勧告すると東防波堤の工事が不可能となったことから、東防波堤L=10mを延長減する。</p> <p>(例2) ブロック製作工において、他工事との調整によりヤードが不足したことにより、今年度当初で予定していた個数の製作が厳しいことから、製作個数を変更減する。</p>
単価・数量精査・現地精査により減額	<ul style="list-style-type: none"> 設計条件の変更 工事対象施設の各数量(天端高・水深・幅員等)の変更 工法の変更 計画見直し等 	<p>(例1) 去年度を実施した「耐震・耐津波診断委託」において、△△防波堤に対して地震・津波に対する機能診断を実施した。その結果、上部工においては、地震・津波に耐える構造であることが判明したことから、当該防波堤は下部工のみ機能強化事業を行うため、5,000(千円)減額する。</p> <p>(例2) 施工箇所の深浅測量を行った結果、水深が当初計画より深いことが判明したため、消波工の据付個数を変更減する。</p>
入札差金により減額	<ul style="list-style-type: none"> 各工事及び調査・設計業務についての入札差金 	<p>(例) 〇〇漁港の南防波堤改良工事について、1,000(千円)の入札差金が発生したため、その差額分を減額する。</p>

Ⅱ-④ 繰越手続き

国の歳出予算は原則としてその年度内に全額を使用すべきものであるが、すべての事業について、この原則どおり処理することはかえって非効率となって実状に添わない場合がある。このため、財政法は、会計年度独立の原則(財政法第12条)の例外を認め、一定の条件の下でならば歳出予算を翌年に繰り越して使用できる道を開き、国の経費の経済的・効率的な執行を図ることとしている。

繰越には4つの種類があるが、漁港漁場整備事業の場合、明許繰越又は事故繰越が主な繰越理由として該当する。

【解説】 明許繰越しと事後繰越し

● 明許繰越し(財政法第14条の3)

明許繰越しとは、財政法第14条の3の規定による繰越である。同条の規定によると「歳出予算の経費のうち成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものにつ、その性質上又は予算では、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。」こととなっている。

● 事故繰越し(財政法第42条ただし書)

事故繰越しとは、財政法第42条ただし書の規定による繰越である。同条の規定によると「歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかったものは、これを翌年度に繰り越して使用することができる。」こととなっている。

また、繰越は、繰越の事由、科目等がそれらの繰越の要件に該当するからといって、自動的に翌年度に繰越されるものではなく、手続きが適切に行われることが不可欠となっている。

(繰越の手続き)

- 農林水産大臣から示達を受けた予算を翌年に繰り越して使用する場合には、農林水産大臣から事務の委任を受けた支出負担行為担当官(都道府県知事が指定する職員)が繰越計算書を作成し、財務局長等の承認を経るとともに、繰越内容(予定を含む。)について農林水産大臣宛てに報告することとなっている。

(事業繰越見込報告書)

- 事業主体は、事業が年度内に完了しないことが見込まれる場合、規則第3条第2号の規定により、農林水産大臣へ事業繰越見込報告書を提出するとともに、繰越内容、経緯等について事業関係担当課(水産基盤整備事業の場合は水産庁整備課)に十分説明し、必要な指示を受ける。
- やむを得ず繰越に至ると判断されたときは、その繰越の種類に応じ、適期に関係機関(地方財務局等)へ必要な手続きを行うものとする。繰越見込報告書は2月10日までに予定額をもって報告し、その後変更が生じた場合は、速やかにその旨を報告する。
- 繰越の制度、手続きに当たっては、繰越しガイドブック《改訂版》(令和2年6月財務省主計局司計課)や漁港漁場関係事業事務必携 令和4年度(公益社団法人全国漁港漁場協会)を参考にすることができる。

<関連する通知等>

- 農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第2号
- 歳出予算の繰越しをする場合及び繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務を負担する場合の手続について(改正平成20年3月28日付け財計第753号)

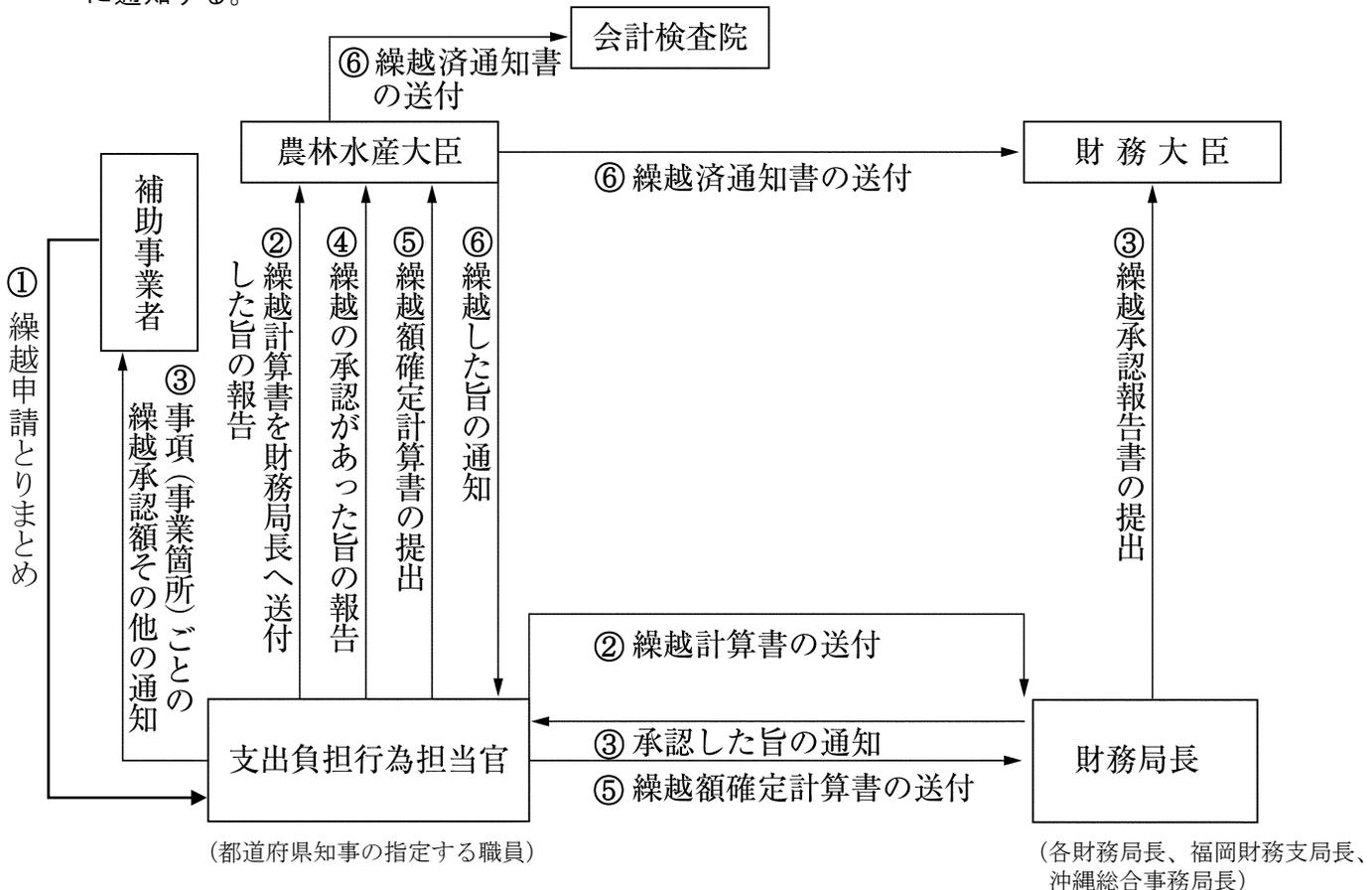
<参考資料>

- 漁港漁場関係事業事務必携 令和4年度(公益社団法人全国漁港漁場協会)
第9章 繰越関係
- 繰越しガイドブック《改訂版》(令和2年6月財務省主計局司計課)

繰越しガイドブックp.31

(2) 各省各庁の長が繰越しの手続に関する事務を支出負担行為担当官等に委任している場合

- ① 都道府県は、管下市町村等から繰越申請を取りまとめる。
- ② 支出負担行為担当官等は、繰越計算書を作成して財務局長等に提出。その旨農林水産大臣へ報告する。
- ③ 財務局長等は、提出された繰越計算書を審査し、承認した場合には、支出負担行為担当官等へ承認した旨通知し、歳出予算繰越承認報告書を作成し、財務大臣に提出する。
- ④ 支出負担行為担当官等は、繰越承認の通知があった場合には、その旨を各省各庁の長に報告する。
- ⑤ 支出負担行為担当官等は、繰越しを必要とする額が確定したときは、繰越額確定計算書を作成して農林水産大臣へ申請し、財務局長等へ送付する。なお、後日当該繰越額確定計算書の記載事項について、変更する必要が生じた時は、速やかに訂正し当該財務局長等へ送付する。
- ⑥ 農林水産大臣は、支出負担行為担当官等から送付された繰越額確定計算書に基づいて繰越しをしたとき、繰越済通知書を作成して財務大臣及び会計検査院へ送付し、その旨支出負担行為担当官等に通知する。



繰越しに係る事務の流れ